



Q & A



NO.	質問	答え
1	奨学生はどんな人が対象になりますか。	<p>奨学生としての支給決定を受け、学校教育法に規定する高等学校（全日制、定時制、通信制）、高等専門学校、専修学校高等課程、中等教育学校後期課程、特別支援学校のいずれかへ進学（通学）をし、奨学生または奨学生と生計を一にする家族が市内に在住している方が対象となります。</p> <p>なお、一度支給を受けた方の再応募はできません。</p>
2	支給対象校へ進学しない場合、資格はどうなりますか。	<p>資格喪失となります。既に入学金の支給を受け、支給対象校へ進学しない場合、支給済みの入学金は全額返還していただきます。</p>
3	他の奨学金との併用はできますか。	<p>明石市給付型奨学金は、他の団体の奨学金を受けていても対象となります。</p> <p>なお、他の団体の奨学金が明石市給付型奨学金との併用ができるかはそれぞれの団体に確認してください。</p>
4	途中で高校を退学してしまった場合、資格はどうなりますか。	<p>退学となった日が属する月で支給は終わりますが、それまでに支給した奨学金を返金する必要はありません。</p> <p>ただし、入学金でかかった費用は清算し、残金がある場合は市に返金が必要です。</p>
5	サポート校等に入学しますが、対象となりますか。	<p>サポート校等を通じて、通信制の高校に同時入学する場合、通信制高校にかかる費用については対象となります。サポート校等にかかる費用は原則、対象外となります。</p> <p>※サポート校は、学校教育法に規定する学校ではありません。高等学校卒業資格を得るためには、通信制高校に同時入学する必要があり、サポート校単独では高等学校卒業資格は得られません。</p>
6	高等専門学校に進学します。何年間の支給になりますか。	<p>高等専門学校に進学した場合の支給期間は3年間となり、短期大学部分に相当する4学年・5学年は、支給対象外です。</p> <p>※奨学金の支給期間については、学校が定めた入学から卒業までにかかる通常の必要年数（正規就学期間）に基づき決定します。高等学校（全日制）の場合、通常3年間になります。</p>
7	学校近くの寮に住むことになり、明石市民でなくなりますが、資格はどうなりますか。	<p>奨学生と生計を一にする家族が引き続き、市内に在住する場合、資格が継続します。</p>